

別表第2(第4条関係)

附属設備										
舞台機構	名称	単位	大ホール	小ホール		名称	単位	大ホール	小ホール	
	所作台	1式	3,200円	3,200円	音響	拡声装置	1式	5,300円	一括 2,100	
	平台	1台	60	60		吊りマイク装置	1式	1,100		
	開き足・箱足	1台	60	60		マイクロフォン	1本	530		
	人形立	1本	60	60		再生・録音装置	1式	530		
	金屏風	1双	1,600	1,600		特殊機器	1台	1,100		
	松羽目	1式	1,100	—	楽器	ピアノスタインウェイ	1台	7,400	7,400	
	山台用長布団	1枚	320	320		ベビシュタイン	1台	3,200	3,200	
	上敷	1枚	320	320	映像	映写機(16・35mm)	1式	—	10,500	
	指揮台	1台	210	210		プロジェクター(7,000ルーメン)	1台	2,100	2,100	
	譜面台・譜面灯	1台	60	60	照明	ボーダーライト	1式	1,100	一括 2,100	
	演壇	1式	320	320		サスペンションライト	1式	3,200		
	音響反射板	1式	4,200	—		ホリゾンライト	1式	2,100		
	姿見	1台	60	60		シーリングライト	1式	2,100		
	紗幕	1枚	1,100	—		ピンスポットライト	1台	2,100		
	浅葱幕	1枚	1,100	—		サイドフロントライト	1式	2,100		
	紅白幕	1枚	1,100	—		スポットライト	1台	110		110
	ジョーゼット幕	1式	2,300	—		ディスクマシン	1台	1,100		1,100
	仮設花道	1式	5,300	—		ストロボマシン	1台	1,100		1,100
	鳥屋囲	1式	3,200	—		ミラーボール	1台	1,100		1,100
	旗パネル	1枚	1,100	1,100	スパイラルマシン	1台	1,100	1,100		
	仮設前舞台	1式	—	6,300	スライドキャリア	1台	1,100	1,100		
	司会者台	1台	320	320	プリズムマシン	1台	1,100	1,100		
	可動式音響反射板	1式	2,100	2,100	エフェクトスポットライト	1台	530	530		
	振り落とし装置	1式	1,100	—	先玉	1台	320	320		
	ヒナ段用階段	1台	110	110	種板	1台	110	110		
	展示パネル	1枚	110	110	音響反射板ライト	1式	1,100	—		
	吊物バトン	1本	320	320	その他	テレビ中継録画	1式	10,500	5,250	
	金支木	1本	110	110		ラジオ中継録音	1式	5,300	2,650	
	木台	1台	60	60		持込電源機器	1KW	320	320	
	開帳場	1式	210	210		スモークマシーン	1台	1,100	1,100	
	めくり台	1台	530	530		ドライアイスマシン	1台	1,100	1,100	
	化粧かまち	1式	530	530		プロジェクター(会議用)	1式	210	210	
	緋毛せん	1枚	530	530		テレビビデオ	1式	210	210	
	地かすり	1式	1,100	—		野外	野外ステージの上屋	1式	4,200	
	バレエシート	1式	2,100	2,100						
	映写スクリーン	1式	2,100	1,050						
	リアスクリーン	1式	2,300	—						
	会議用椅子	1台	60	60						
	会議用テーブル	1台	60	60						
組合設備										
名称			内訳				大ホール	小ホール		
映画セット			音響設備、映写機、映写スクリーン、会議用テーブル				—	14,100円		
講演会セット			司会者台、会議用テーブル、演壇、吊物バトン、音響設備、照明設備				17,700円	5,900		
発表会セット(民謡・芸能等)			司会者台、会議用テーブル、吊物バトン、音響設備、照明設備				38,300	6,300		
ピアノ発表会セット(ピアノ使用料別)			会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備				15,600	6,900		
吹奏楽・合唱発表会セット(ピアノ使用料別)			会議用テーブル、音響反射板、音響設備、照明設備、平台、譜面台、椅子				19,200	8,400		
吹奏楽・合唱練習セット(ピアノ使用料別)			指揮台、譜面台・譜面灯、音響反射板、照明設備				8,200	3,900		

注

- 1 使用料には、消費税を含むものとする。
- 2 利用回数は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までを各1回とする。
- 3 利用の目的が物品の販売等及び営利目的の興行等の商行為を主とする場合は、設備使用料の30パーセントを加算する。